

# 告示

## 埼玉県告示第二百十三号

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）第十四条の二第二項の規定に基づき、埼玉県立長瀬玉淀自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を次のように定める。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可基準の特例を適用する地域

秩父郡長瀬町大字長瀬の一部及び同郡同町大字井戸の一部

なお、当該地域を表示した図面は、埼玉県環境部みどり自然課、埼玉県秩父環境管理事務所及び長瀬町役場において縦覧に供する。

### 二 基準の特例

一の地域において行われる行為に係る埼玉県立自然公園条例施行規則（以下「規則」という。）別表第一の二第一号に掲げる基準については、次のとおりとする。

イ 規則別表第一の二第一号の表第四項(10)中

「第二種特別地域」

20パーセ

ント以下 40パーセント以下

とあるのは、

「第二種特別地域」

40

パーセント以下

80パーセント以下

と読み替えて同項の規定を適用する。

ロ 規則別表第一の二第一号の表第四項(13)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

ハ 規則別表第一の二第一号の表第四項(14)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

ニ 規則別表第一の二第一号の表第六項(6)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

ホ 規則別表第一の二第一号の表第六項(7)中「5メートル」とあるのは、「3メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満
第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満
第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上

く 規則別表第一の二第一号の表第六項(中)

積が10パーセント以下	20パーセント以下
積が15パーセント以下	30パーセント以下
積が20パーセント以下	40パーセント以下

この表は「第二種特別

地域	40パーセント以下	80パーセント以下
----	-----------	-----------

と読み替えて同項の規定

を適用する。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。